
議題	会計基準の開発に関する諮問
項目	後発事象に関する会計基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管を行うプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）の一環として企業会計基準委員会（ASBJ）が行ってきた「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の結果を踏まえ、ASBJ が検討している後発事象に関する会計基準の開発について、ASBJ の依頼を受けてご意見を伺うことを目的としている。

II. ASBJ における調査研究の状況

2. 我が国では、これまで後発事象について、定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準は設定されておらず、日本公認会計士協会が公表した監査基準や実務指針等において、定義や取扱いなどが規定され実務が行われてきた。一方、国際的な会計基準においては、国際財務報告基準（IFRS）では IAS 第 10 号「後発事象」において定めが設けられている。また、米国会計基準においても、FASB Accounting Standards Codification「後発事象（Topic 855）」において定められている。
3. 我が国では後発事象に関する包括的な会計基準が定められてこなかったことから、これまでも我が国において後発事象に関する会計基準の策定の必要性が指摘されていた。このような状況において、2010 年 8 月 26 日開催の第 208 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して「後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。」と提言された。これを受けて、2010 年 9 月 16 日開催の第 209 回企業会計基準委員会から後発事象に関する会計基準の開発に向けた審議が開始された。
4. しかしながら、審議では、会社法に基づく開示制度及び金融商品取引法に基づく開示制度から財務情報の提供が要求されている現状において、それぞれの財務情報に対して実務上適用可能な会計基準を開発することは困難ではないかという意見が多数を占めた。このため、合意に至ることはできず、2011 年 3 月 3 日開催の第 220 回企業会計基準委員会を最後に審議を停止している。
5. このような経緯がある状況において、ASBJ は移管プロジェクトの下、2023 年 6 月に日本公認会計士協会とともに「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意

見の募集」(以下「意見募集文書」という。)を公表した。ここでは、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち、会計に関する指針のみを扱う実務指針等については移管プロジェクトの対象としてASBJに移管を進めるとともに、それ以外の実務指針等については、優先順位が高いとされた継続企業と後発事象について実務指針等の移管に係る実行可能性に関して調査研究を行う考えを示した。

6. 意見募集文書に対して寄せられた意見では、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、継続企業と後発事象に関する実務指針等について調査研究を行うことを支持する意見が聞かれた。この意見を踏まえ、当委員会は継続企業と後発事象に関する実務指針等についての調査研究を実施し、2024年6月にその結果を文書(以下「調査研究文書」という。)として公表した(詳細は資料(1)-4 参考資料参照)。
7. 調査研究においては、まず後発事象に係る実務指針等を対象として会計に関する内容と監査に関する内容を切り分けるように分析を行い、実務指針等の移管の実行可能性について検討を行った。さらに、仮に実務指針等の移管が実行可能とされた場合、実務指針等の移管のみを目的として基準開発を行うのか、国際的な会計基準や監査基準等の取扱いとの関係から生じる論点や当委員会等における過去の審議で検討された論点も基準開発の範囲に含めるかについても検討を行った。
8. 後発事象に係る実務指針等の移管の実行可能性については、調査研究文書では以下のとおり評価されている。
 - (1) 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下「監基報 560 実1」という。)を会計に関する内容と監査に関する内容を切り分けて、監基報 560 実1のうち、会計に関する指針に相当する記載について、ASBJが開発する会計基準で用いられる表現に見直した上で当委員会に移管することは、原則として可能と考えられる。

なお、移管指針については、実務指針等の名称を移管指針の体系に合わせるように変更することを除き、移管前の実務指針等の内容を変更しないこととしていることから、後発事象に関する実務指針等の内容を会計基準等で用いられる表現に見直した上で移管する場合、移管指針としてではなく、新たな会計基準として開発することになると考えられる。
 - (2) ただし、現行の後発事象の定義は修正後発事象及び開示後発事象のいずれも「監査報告書日」を採用しており、監査の要素を含んでいることから、後発事象の定義を見直した上で移管することが必要と考えられる。
9. また、後発事象に係る実務指針等の移管が実行可能とされた場合に基準開発の範囲に含める論点について、調査研究文書では以下のとおり評価されている。

- (1) 上述のとおり後発事象の定義を見直す必要があると考えられるが、その際、国際的な会計基準との整合性の観点から、「財務諸表の公表の承認日」の概念を取り入れるかについても基準開発の範囲に含めて検討を行うことが考えられる。さらに、「財務諸表の公表の承認日」の概念を取り入れる場合には、我が国の開示制度に照らして「財務諸表の公表の承認日」を会計基準にどこまで具体的に定めるべきかについても基準開発の範囲に含めて検討することが考えられる。
- (2) 国際的な会計基準と比較した場合、修正後発事象が会社法監査における監査報告書日後に発生した場合、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表において当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとしている特例的な取扱いが基準差異となっている。この点については、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえるべきであるという意見が聞かれていることを踏まえた上で、基準開発の範囲に含めて検討することが考えられる。
10. これらの調査研究の結果を踏まえ、ASBJ は、後発事象に関する会計基準を開発することによって、会計基準としての体系の完全性が改善することが見込まれることから、以下の方向性で基準開発を行うことを検討している。
- (1) 今回の調査研究は、移管プロジェクトの一環で行った経緯を踏まえると、会計基準の開発に当たっては、まずは後発事象の定義を見直しつつ、会計に関する指針に相当すると考えられる記載を移管することに焦点を当てて行う。
- (2) ここで、実務への影響を最小限とする観点からは上述のとおり移管に焦点を当てることが考えられる一方、国際的な会計基準との整合性の観点から、会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管に加えて、以下の論点についても基準開発の範囲に含める。
- ① 「財務諸表の公表の承認日」の概念の取り入れ
- ② 修正後発事象が会社法監査における監査報告書日後、金融商品取引法に基づく監査報告書日までに発生した場合の取扱い
- なお、(2)②に関する検討については、会社法と金融商品取引法の開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえるべきであるという意見を踏まえて行うこととする。

III. 本日の審議

11. 本資料第 3 項及び第 4 項に記載のとおり、後発事象に関する会計基準の開発は、過去において審議テーマとされたものの、審議が停止している状況である。ここで、調査研究の結果を踏まえ、本資料第 10 項に記載した方向性で ASBJ が後発事象に関する会計基準の開発を再開することについてご意見を伺いたい。

ディスカッション・ポイント

後発事象について、本資料第 10 項に記載した方向性で ASBJ が基準開発を再開することについてご意見を伺いたい。

以 上